

第7章 子ども・子育て支援事業計画

【背景】

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題等、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律に基づき、市町村は、5年を1期として、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」（義務）を策定することが定められ、平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

市においても、これまで各種の子育て支援の取組を実施してきましたが、第1期目の計画期間が終了することから、今般の国や都の状況に鑑み、一層の充実を図るため、第2期目の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することにより、次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

【現状と課題】

市においては、総人口の増加に伴い児童数も増加しており、平成30年度に実施した「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると、子どもの平日の定期的な教育・保育事業を7割強の方が利用し、そのうち、定期的に「認可保育所」を6割弱の方が利用している状況です。

また、生活実態調査によると、調査対象の日野市、豊島区、墨田区に比べ、ふたり親世帯の母親の就労状況は正社員が若干少なく、小学5年生と中学2年生では専業主婦が若干多いという特徴があるほか、子育てに祖父母の支援を受けることができる世帯は1割程度にとどまっています。

市では、これまで各種の子ども・子育て支援施策に取り組んできたところですが、今後5年間も総人口の増加、児童数の増加のほか、核家族化の進行、女性就業率の上昇も見込まれることから、幼児教育・保育無償化の影響も鑑みながら、引き続き、待機児童の解消をはじめ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進する必要があります。

1 事業計画策定方針

子ども・子育て支援の具体的取組は、「調布市の将来人口推計」、「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び各事業の利用状況等をもとに、第3章の3「計画の基本的方向」で記述した4つの視点に沿って策定します。

2 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、第1期計画と同様に、今後の教育・保育に係る施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため、全市を1区域と捉えて設定します。

今後の教育・保育にかかる施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため市内全域での事業計画を策定します。



3 保育園待機児童対策

近年の利用状況（直近5年の実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を勘案し、課題となる3歳未満児のニーズに対応するため、平成26年度から平成30年度の平均の保育需要率の伸び方を基本に、調布市子ども・子育て会議で議論し、算出した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設[※]による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

なお、国は、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿として約22万人分の予算を平成30年度から令和元年度末までの2年間で確保し、遅くとも令和2年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するとしており、市においても、待機児童解消に向けた確保方策を実施します。

（1）確保方策の方針

すべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように、認可保育園を中心とした施設整備の推進と、定員拡充策として、柔軟な運用方法の検討を進めます。保育園定員等の確保数については、今後の財政フレーム、利用状況等を考慮しながら開設していく目標値です。

※ 認定こども園法、学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園、幼稚園、保育所のこと。

(2) 確保方策の考え方

- ①教育・保育施設である，認可保育園の整備を中心に進めていきます。
- ②認可保育園では，低年齢児の定員に空きがない一方で，4歳児・5歳児の定員には空きがある場合があります。この状況に鑑み，保育園の空きスペースや保育士人材を活用して，待機児童となっている1・2歳児を当該年度限定で預かる年度限定型保育事業を実施し，ハード・ソフト一体となった待機児童対策を推進します。
- ③認証保育所の認可保育園への移行支援を推進するとともに，現在運営が行われている認可外保育施設等も確保方策に加えます。
- ④教育・保育の一体的な提供体制の確保として，教育・保育施設である，認定こども園の設置についても，待機児童の状況を踏まえながら検証を進めていきます。
- ⑤保育施設の量的拡充とともに，すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるように，市内の全認可保育園に対する指導検査や保育アドバイザーの巡回を通じて，保育の質の維持・向上を図ります。
- ⑥現時点での保育需要率や幼児教育・保育の無償化の影響等も勘案し，潜在的ニーズを見通した計画としています。

■保育部分の確保方策（新設の開所年度を基準としたもの）■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育・保育施設 （認可保育園， 認定こども園）	1箇所	3箇所	1箇所	1箇所	★

★令和6年度の確保方策は，待機児童の状況を踏まえて検討します。

※確保数は，開設予定年度の数値を記載しています。

※調布市基本計画（令和元年から4年度）の計画期間中における施設整備数を確保する計画としています。

※教育・保育施設は1箇所あたり90人定員を想定しています。

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■令和2年度

学齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育園等	量の見込み(A)	691人	2,344人		3,068人			6,103人		
	令和元年度末確保量(B)	676人	2,253人		3,499人			6,428人	91箇所	
	【内訳】	教育・保育施設	524人	1,874人		3,370人			5,768人	66箇所
		地域型保育事業	7人	16人		0人			23人	2箇所
		認可外保育施設	99人	275人		72人			446人	16箇所
		その他	46人	88人		57人			191人	7箇所
	B - A		-15人	-91人		431人			325人	
	新規確保量(C)		6人	67人		72人			145人	2箇所
	【内訳】	教育・保育施設	8人	41人		72人			121人	2箇所※
		地域型保育事業	-6人	-12人		0人			-18人	-1箇所
		認可外保育施設	0人	0人		0人			0人	0箇所
		その他	4人	38人		0人			42人	1箇所
	確保方策 D=B+C		682人	2,320人		3,571人			6,573人	93箇所
	D - A		-9人	-24人		503人			470人	
幼稚園	量の見込み(E)				2,847人			2,847人		
	確保方策(F)				3,488人			3,488人	15箇所	
	F - E				641人			641人	15箇所	

※小規模保育施設（地域型保育事業）からの認可化1箇所を含む。

■ 令和3年度

学 齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数	
保育園等	量の見込み (A)	691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人		
	令和2年度末 確保量 (B)	682 人	2,290 人		3,571 人			6,543 人	93 箇所	
	【内訳】	教育・ 保育施設	532 人	1,915 人		3,442 人			5,889 人	68 箇所
		地域型 保育事業	1 人	4 人		0 人			5 人	1 箇所
		認可外 保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
		その他	50 人	96 人		57 人			203 人	8 箇所
	B - A		-9 人	-54 人		503 人			440 人	
	新規確保量 (C)		31 人	128 人		153 人			312 人	4 箇所
	【内訳】	教育・ 保育施設	27 人	90 人		153 人			270 人	3 箇所
		地域型 保育事業	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		認可外 保育施設	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		その他	4 人	38 人		0 人			42 人	1 箇所
	確保方策 D=B+C		713 人	2,418 人		3,724 人			6,855 人	97 箇所
D - A		22 人	74 人		656 人			752 人		
幼稚園	量の見込み (E)				2,870 人			2,870 人		
	確保方策 (F)				3,488 人			3,488 人	15 箇所	
	F - E				618 人			618 人	15 箇所	

■ 令和4年度

学 齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数	
保育園等	量の見込み (A)	691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人		
	令和3年度末 確保量 (B)	713 人	2,388 人		3,724 人			6,825 人	97 箇所	
	【内訳】	教育・ 保育施設	559 人	2,005 人		3,595 人			6,159 人	71 箇所
		地域型 保育事業	1 人	4 人		0 人			5 人	1 箇所
		認可外 保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
		その他	54 人	104 人		57 人			215 人	9 箇所
	B - A		22 人	44 人		656 人			722 人	
	新規確保量 (C)		13 人	68 人		51 人			132 人	2 箇所
	【内訳】	教育・ 保育施設	9 人	30 人		51 人			90 人	1 箇所
		地域型 保育事業	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		認可外 保育施設	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		その他	4 人	38 人		0 人			42 人	1 箇所
	確保方策 D=B+C		726 人	2,456 人		3,775 人			6,957 人	99 箇所
D - A		35 人	112 人		707 人			854 人		
幼稚園	量の見込み (E)				2,855 人			2,855 人		
	確保方策 (F)				3,488 人			3,488 人	15 箇所	
	F - E					633 人			633 人	15 箇所

■ 令和5年度

学 齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数	
保育園等	量の見込み (A)	691 人	2,344 人		3,068 人		6,103 人			
	令和4年度末 確保量 (B)	726 人	2,426 人		3,775 人		6,927 人		99 箇所	
	【内訳】	教育・ 保育施設	568 人	2,035 人		3,646 人		6,249 人		72 箇所
		地域型 保育事業	1 人	4 人		0 人		5 人		1 箇所
		認可外 保育施設	99 人	275 人		72 人		446 人		16 箇所
		その他	58 人	112 人		57 人		227 人		10 箇所
	B - A		35 人	82 人		707 人		824 人		
	新規確保量 (C)		13 人	68 人		51 人		132 人		2 箇所
	【内訳】	教育・ 保育施設	9 人	30 人		51 人		90 人		1 箇所
		地域型 保育事業	0 人	0 人		0 人		0 人		0 箇所
		認可外 保育施設	0 人	0 人		0 人		0 人		0 箇所
		その他	4 人	38 人		0 人		42 人		1 箇所
	確保方策 D=B+C		739 人	2,494 人		3,826 人		7,059 人		101 箇所
D - A		48 人	150 人		758 人		956 人			
幼稚園	量の見込み (E)				2,850 人		2,850 人			
	確保方策 (F)				3,488 人		3,488 人		15 箇所	
	F - E					638 人		638 人		15 箇所

■ 令和6年度

学 齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数	
保育園等	量の見込み (A)	691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人		
	令和5年度末 確保量 (B)	739 人	2,464 人		3,826 人			7,029 人	101 箇所	
	【内訳】	教育・ 保育施設	577 人	2,065 人		3,697 人			6,339 人	73 箇所
		地域型 保育事業	1 人	4 人		0 人			5 人	1 箇所
		認可外 保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
		その他	62 人	120 人		57 人			239 人	11 箇所
	B - A		48 人	120 人		758 人			926 人	
	新規確保量 (C)		待機児童の状況を踏まえて検討							
	【内訳】	教育・ 保育施設								
		地域型 保育事業								
認可外 保育施設										
その他										
確保方策 D = B + C										
D - A										
幼稚園	量の見込み (E)				2,845 人			2,845 人		
	確保方策 (F)				3,488 人			3,488 人	15 箇所	
	F - E					643 人			643 人	15 箇所

4 地域子ども・子育て支援事業

現在の利用状況（実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から推計した「量の見込み」に対応するよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

（1）利用者支援事業

①事業概要

多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

現在、保育コンシェルジュを保育課窓口配置し、保育園の入所や、各種の保育サービスに関する情報提供及び利用に関する相談に応じています。また、児童館の子育てひろばでは専門相談員等による子育てに関する相談を受け付けています。加えて、子ども家庭支援センターすこやか及び保健センター（健康推進課）では、妊娠届出をしたすべての妊婦を対象に、専門職が出産・育児等の相談に応じる「ゆりかご調布事業」を実施しています。今後も継続して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者支援事業（箇所）	4	4	4	4	4

■確保方策

各施設数（箇所）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保育課窓口	1	1	1	1	1
子ども家庭支援センターすこやか	1	1	1	1	1
保健センター（健康推進課）	1	1	1	1	1

※このほか、市内児童館11館で専門相談員による子育てに関する相談事業を実施しており、必要に応じて適切な専門機関につないでいます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

①事業概要

認可保育園や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業の通常保育の時間を原則 11 時間としていますが、保護者の労働時間や通勤時間等の状況を考慮して、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

平成 30 年度に実施したニーズ調査結果から、量の見込みを算出しました。認可保育園在園児であれば全員時間外保育を利用できるため、確保方策は認可保育園の定員数拡大に伴うものです。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
時間外保育事業利用希望者（人）	5,635	5,681	5,650	5,639	5,630

■確保方策

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
時間外保育事業利用定員数	認可保育園の定員拡大数に伴う				

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後子供教室事業（ユーフォー）

市では、共働き家庭等の「小1の壁」への対応とともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子供教室事業（ユーフォー）を一体的にまたは連携して実施してきました。これまでの当該プランの進捗状況等を踏まえ、今後も引き続き、学童クラブの施設整備を計画的に進めるとともに、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブとユーフォーの連携を推進し、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保できるよう、放課後児童対策に取り組めます。

①事業概要

<放課後児童健全育成事業（学童クラブ）>

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後等の適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中に実施します。

<放課後子供教室事業（ユーフォー）>

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、楽しく自由に遊びながら、異なる年齢の子どもたちの交流を図り、社会性や想像力を養うことを目的として実施します。小学校1年生から6年生までの児童を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

<放課後児童健全育成事業（学童クラブ）>

近年の就学前児童数の増加や、共働き世帯等の学童クラブの利用ニーズの高まりにより、地域によっては、入会保留児童が生じている状況にあります。そのような状況の中、確保方策については、「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において規定している児童1人あたりの専用区画面積及び支援の単位を構成する児童の数を遵守するとともに、低学年の受入を優先するという考え方のもと、入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域について、施設整備を行い、児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。

なお、今後も引き続き、放課後子供教室事業（ユーフォー）との連携を推進するとともに、令和6年度の確保方策については、児童数の推計や直近の学童クラブの申請状況から、学童クラブの需要数を推計しながら時点修正を行うこととします。

また、既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブを整備し、入会児童の障害特性に応じたきめ細かな健全育成のみならず、障害児の保護者の就労保障及び社会参加の機会拡充を図ります。

<放課後子供教室事業（ユーフォー）>

市では全小学校（20校）内または近隣の施設にユーフォーを整備し、土曜日・三季休業時も午前8時から開設しています。引き続き、児童が安全・安心に利用できるよう、児童及び保護者のニーズを把握・検証しながら、事業内容や設備の充実を図ります。

③学童クラブの事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用希望者（人）	2,477	2,542	2,590	2,644	2,704
1年生	840	879	863	894	909
2年生	745	772	802	796	825
3年生	582	576	606	633	629
4年生	251	260	262	266	283
5年生	50	47	50	49	51
6年生	9	8	7	6	7

※2年度は令和元年11月25日時点の申請受付件数（速報値）。

※3年度以降については、「令和元年度調布市教育人口等推計報告書」及び2年度の学年別申請受付実績から算出。

■確保方策

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保数（箇所）	1	0	2	1	★
定員数（人）	40	0	80	40	★

★令和6年度の確保方策は、放課後子供教室事業（ユーフォー）との連携による利用状況を踏まえて検討します。

※確保数は、開設予定年度の数値を記載しています。

※令和2年度の1箇所は、石原小学校地域において既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブとして開設します。

※調布市基本計画（令和元年から4年度）の計画期間中における施設整備数を確保する計画としています。

④一体型または連携型の学童クラブ及びユーフォーの目標事業量

一体型とは、同一の小中学校内もしくは学童クラブが小中学校の隣接地で両事業を実施し、学童クラブ利用児童を含めたすべての児童がユーフォーの行事に参加できるものです。

連携型とは、学童クラブが小中学校に隣接していないものの、学童クラブ利用児童もユーフォーの共通行事に参加できるものです。

令和元年度では、市内20校中12校が一体型に該当する整備状況であり、今後行事の充実を図っていきます。また、今後学童クラブの増設にあたり、残り8校についても一体型または連携型となるよう取り組みます。

■一体型または連携型の学童クラブ及びユーフォーの目標事業量

学校名	2年度～6年度
	一体型
第一小学校, 第二小学校, 第三小学校, 深大寺小学校, 北ノ台小学校, 多摩川小学校, 国領小学校, 布田小学校, 染地小学校, 柏野小学校, 杉森小学校, 調和小学校	12箇所
上ノ原小学校, 若葉小学校, 八雲台小学校, 富士見台小学校, 滝坂小学校, 石原小学校, 緑ヶ丘小学校, 飛田給小学校	連携型等
	8箇所

⑤ユーフォーの整備計画

調布市では平成24年度をもって、全小学校（20校）内または近隣の施設にユーフォーを整備済みです。

⑥学童クラブ及びユーフォーの一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ユーフォーにおいて、学童クラブ及びユーフォーのどちらの児童も参加しやすい共通行事の充実を図ります。

共通行事の実施にあたっては、企画段階から、学童クラブとユーフォーの職員が連携して、内容や実施日等を検討できるよう、意見交換等の場を設けています。

⑦小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、余裕教室や学校敷地内の余裕スペース等の活用を検討します。

⑧児童館等の活用

市内には、児童館が11箇所、中・高校生世代を対象とした青少年ステーションCAPSがあり、児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場所として運営しています。今後の児童館については、「調布市児童館のあり方検討委員会」の報告書を踏まえて策定した「調布市児童館の今後のあり方、運営に関する方針」に基づき、これまで50年以上の長い歴史の中で児童館が培ってきた地域との交流やつながりを重要視する中で、民間事業者のノウハウや専門的知識を活用し、公と民が一体となった円滑な運営を推進するとともに、地域の児童福祉の拠点として、学童クラブやユーフォーのほか、各学校や地域と連携・協力しながら、児童館の機能や役割の充実を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、緊急一時的に預かります（宿泊も可）。市内では子ども家庭支援センターすこやか、調布学園の2施設で実施しています（利用受付は子ども家庭支援センターすこやかで実施）。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

平成27年度から平成30年度までの実績値の平均と、将来児童人口推計を勘案して算出しています。現在の定員数と、最大開所日数から年間の利用定員を算出したところ、現状でも受入可能なニーズ量であるため継続して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用希望者（年間延べ人日）	1,644	1,653	1,662	1,666	1,672

■確保方策

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
定員数（人／日）	5	5	5	5	5
年間開所日数（2施設計）	699	699	699	699	699
利用定員計（人日）	3,495	3,495	3,495	3,495	3,495

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

①事業概要

助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

全戸訪問する事業であるため、人口推計の0歳児人口を量の見込みとしました。出生通知票「我が家の赤ちゃんお知らせはがき」をもとに、助産師、保健師、看護師が家庭訪問しており、現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問件数（件）	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984

※人口推計の0歳児人口を採用

■確保方策

現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

①事業概要

養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行います。

要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

ニーズ調査により量の見込みを設定する事業ではないため、過去の実績を参照しつつ、現在の取組を継続して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養育支援訪問件数（件）	132	133	134	135	136
要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議（回）	215	217	218	219	220

■確保方策

過去の実績を参照しつつ、現在の取組を継続して実施します。

（7）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

①事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

現在、市内では各児童館（11館）や、私立認可保育園2園（オリンピック保育園・東京YWCAまきば保育園）、子ども家庭支援センターすこやか、及びプレイセンターちようふで実施しており、今後も継続して実施します。

また、現在の子育て家庭の状況は多様であることを踏まえると、どのような小さな課題であっても、当該の家族にとっては深刻な課題になりうると共通理解して向き合うことが必要です。多様な子育て家庭の課題に対応するため、地域全体の子育て力の向上に向けて官民協働で取り組みます。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間利用希望者数（人日）	125,982	126,987	126,320	126,084	125,869

■確保方策

各施設数（箇所）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童館	11	11	11	11	11
保育園	2	2	2	2	2
子ども家庭支援センターすこやか	1	1	1	1	1
プレイセンターちょうふ	1	1	1	1	1

子育て支援施設 こどもとフラット

「こどもとフラット」は、京王線調布駅南口駅前のセントラルレジデンス調布内に、平成27年4月に開所した、一時預かり・定期利用保育、子育てひろばを運営する「プレイセンターちょうふ」と、子育てカフェの「aona」が併設された子育て支援施設です。

施設所在地：調布市布田 4-17-10 セントラルレジデンス調布2階

プレイセンターちょうふ

プレイセンターちょうふは、一時預かり・定期利用保育と雨の日でも子どもが遊べる屋内の遊び場が併設された施設です。

また、親同士が学び合い自分たちで運営する、プレイセンター活動も定期的を実施しています。子どもも親も育ち合う活動に取り組んでいます。



子育てカフェ「aona」

子育てカフェ「aona」は、新鮮な農産物をおいしく召し上がっていただける食堂という意味で名付けられました。

ひと手間かけて素材の味を生かし、心を込めた手料理を提供しています。乳児から大人までと一緒に食事やおしゃべりを楽しんでいる場所で、まちのさまざまな人の手で子どもを育てる環境をつくることを目指す多世代交流&出番づくりのカフェです。



【プレイセンターちょうふ】



【子育てカフェ aona】

(8) 一時預かり保育，子育て短期支援事業（トワイライトステイ），子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

①事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により，家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて，主として昼間，保育園その他の場所において，一時的に預かる事業です。

以下の3事業については就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

ア) 一時預かり保育

保護者の断続的な就労，職業訓練，就学のためや，保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等，緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。現在，市内認可保育園11園で実施しており，うち3園には緊急のための枠が別にあります。また，子ども家庭支援センターすこやか及びプレイセンターちょうふでも実施しています。

イ) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

就労形態の多様化等により保護者の帰宅が遅い場合に，子どもを平日午後5～午後10時まで預かります（会員登録制）。保育園や学童クラブ等への送迎も行っています。

ウ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し，保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育等，地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

平成 27 年度から平成 30 年度までの実績値の平均と、将来児童人口推計を勘案して算出しています。多様な理由での利用希望に応えられるよう、今後も引き続き実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

就学前児童	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
3事業年間利用希望者数（人日）	31,568	31,731	31,894	31,964	32,083

■確保方策

年間定員数	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一時預かり事業（人日）	21,730	21,730	21,730	21,730	21,730
子育て短期支援事業（人日） （トワイライトステイ）	3,888	3,888	3,888	3,888	3,888
子育て援助活動支援事業（人日） （ファミリー・サポート・センター）	6,745	6,745	6,745	6,745	6,745
3事業計	32,363	32,363	32,363	32,363	32,363

（9）幼稚園の預かり保育

①事業概要

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施します。

現在、市内には私立幼稚園が 15 園あります。平成 26 年 4 月から幼稚園預かり保育を 13 園で実施しています。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について協議を進めます。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
幼稚園預かり保育利用者数（人日）	75,596	76,199	75,799	75,657	75,528

■確保方策

確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について現状の取組を維持できるよう，協議を進めます。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

①事業概要

病気の急性期または回復期にあつて集団保育を受けることが困難な期間にあり，児童が保護者の勤務都合や傷病等で育児が困難な場合に児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。保育園等に通園中の満1歳から小学校3年生までの児童を市内2箇所保育します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

通年での実績では稼働率が低いものの，感染症等の流行する時期には稼働率が高まり，現在の定員数を上回るニーズが生じているという課題があります。また，現在の施設の数，場所では利用できないという実態について，育児と仕事の両立の支援に寄与できるよう，施設整備や民間施設との連携等，総合的に対策を検討します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間利用希望者数（人日）	895	900	905	907	910

■確保方策

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
定員数（人／日）	4	4	4	4	4
年間開所日数（日）（2施設計）	479	479	479	479	479
年間定員計（人日）	1,916	1,916	1,916	1,916	1,916

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

①事業概要

健康診査により、健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

すべての妊産婦に対して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診件数（件）	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984

※人口推計の0歳児人口を採用

■確保方策

現在の実施体制で全妊産婦を対象と想定しているため、今後も継続して実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。

保護者と同一の世帯に属するものに係る市民税所得割合算額が77,101円未満である者と、小学3年生までの児童が同一世帯に3人以上いる場合の第3子以降を対象に実施します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、世帯の所得状況その他の事情を勘案して、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園等に保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収額に対して一部を補助し、円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図ります。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、対象者を適切に把握し、着実に事業を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①事業概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の技術・知識等を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

本事業については、子ども・子育て支援事業計画を踏まえて、新規認可保育園の運営主体として株式会社等の多様な主体の参入を推進しました。今後も引き続き認可保育園の新設にあわせて、事業実施について検討します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

乳幼児期の質の高い学校教育・保育の一体的提供に向けては、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園が重要な役割を持ちます。

調布市では増加する保育ニーズに対応するため、第7章の「3 保育園等待機児童対策」における確保方策の方針に基づき、認可保育園を中心とした整備を進めていきますが、既存の幼稚園や保育園から認定こども園への移行や新たな設置についても、待機児童の状況や設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、普及・促進の検討を行います。

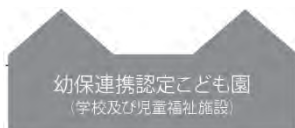


認定こども園とは？

保育所及び幼稚園等における就学前児童に対する保育及び教育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持ちます。都知事が条例に基づき認定する施設です。

○認定こども園の種類

幼保連携型



認可幼稚園と認可保育園とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすもの。

幼稚園型



認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。

保育所型



認可保育園が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすもの。

地方裁量型



幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすもの。

6 子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを着実に実施し、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て施設等の確認等については、都や施設所在区市町村との連携や情報共有を図り、適切に取り組みます。

■幼児教育・保育の無償化■

利用施設		保育の 必要性 (※1)	対象者	無償化 月額上限額
① 認可保育所 幼稚園等	認可保育所 認定こども園(※2) 地域型保育事業	必要	市民税非課税世帯の 0～2歳児	全額
			満3～5歳児	
	幼稚園(新制度移行園)	不要	満3～5歳児	全額
	幼稚園(新制度未移行園) ※調布市内の全ての幼稚園			25,700円
幼稚園の預かり保育	必要	満3～5歳児	11,300円	
② 認可外保育 施設等 (※3)	認可外保育施設(認証保育所等) ハビ-ツター 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・ヒ-ト・セ-ター事業	必要	市民税非課税世帯の 0～2歳児	42,000円
			満3～5歳児	37,000円
③	就学前障害児の発達支援(①・②と併用可)	不要	満3～5歳児	全額

■ ①と②の施設は併用しても、無償化の対象は原則①のみです。

■ 国立大学付属幼稚園の無償化上限額(月額)は8,700円、特別支援学校幼稚部は400円です。

※1 就労等の理由により、保護者(父母ともに)が当該児童を保育することが困難であること。

※2 認定こども園のうち、教育時間(4時間程度)のみの利用者については、保育の必要性は不要です。

※3 ②の施設、事業を複数併用して利用する場合は、合計金額が上限額(満3歳児～5歳児は37,000円、市民税非課税世帯の0～2歳児は42,000円)に達するまで無償化の対象です。

